

平成29年3月1日以降の一部負担金等 免除証明書の取扱いについて（第23報）

平成29年3月1日以降の免除証明書の取扱い

保険医療機関等においては、平成29年3月1日以降も引続き、有効期限が更新された免除証明書を提示した被保険者等についてのみ、一部負担金の支払いを免除する取扱いとなります。

有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取扱われますので
ご注意願います。